

## 松戸市在宅人工呼吸器使用患者停電対応訓練協力謝礼金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅人工呼吸器使用患者又はその家族（以下「患者等」という。）が災害時に非常用電源（ポータブル電源）を適切に使用できるよう、停電対応訓練（以下「訓練」という。）の立ち合いに協力した松戸市訪問看護連絡協議会に加入する訪問看護事業所（以下「事業所」という。）に対し、謝礼金を支給し、災害時における患者等の自助力向上を図ることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 謝礼金の支給対象となる患者等及び訓練並びに謝礼金を受給できる者（以下「支給対象者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 患者等は、第4条の申請をした日及び訓練実施日において本市に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録がされている者であること。ただし、過去にこの要綱に基づき謝礼金の支給の基準となつた者は除く。
- (2) 訓練は、前号の者に対し、事業所に所属する訪問看護師が立ち合いのもと実施するものであること。
- (3) 支給対象者は、前号に掲げる訓練を実施した事業所であること。

### (支給額)

第3条 謝礼金の支給額は、在宅人工呼吸器使用患者1人につき1回限り、5,200円とする。

### (支給申請)

第4条 謝礼金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、訓練の実施より概ね1月前に、松戸市在宅人工呼吸器使用患者停電対応訓練協力謝礼金支給申請書（第1号様式）及び松戸市在宅人工呼吸器使用患者停電対応訓練実施計画書（第2号様式）に松戸市在宅人工呼吸器患者停電対応訓練参加許可証の写し（以下「申請書等」という。）を添えて市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

### (支給承認)

第5条 市長は、前条の規定による申請書等の提出があつたときは、その内容を審査の上、支給を承認し、申請者に松戸市在宅人工呼吸器使用患者停電対応訓練協力謝礼金支給承認通知書（第3号様式）により通知するものとする。

### (実施報告)

第6条 謝礼金の支給の承認を受けた者は、訓練実施後、速やかに市長に松戸市在宅人工呼吸器使用患者停電対応訓練実施報告書（第4号様式。以下「実施

報告書」という。)を提出しなければならない。

(支給時期)

第7条 謝礼金は、前条の規定による実施報告書の提出があつた後に支給するものとする。

(支給承認の取消し等)

第8条 市長は、謝礼金の支給を承認した者又は既に謝礼金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、謝礼金の支給の承認を取り消し又は既に支給した謝礼金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な行為により、申請したことが明らかになつたとき。

(2) この要綱に違反したことが明らかになつたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

第10条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。